



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 通勤手当の非課税限度額の引き上げ

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 年末調整にむけて 生命保険料控除対象者

### NEWS1. 通勤手当の非課税限度額の引き上げ

平成26年10月20日より通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

従業員に支給する通勤手当は、1か月あたりに一定の金額まで所得税が非課税となっています(これを非課税枠という)通勤のために自動車や自転車等の交通用具を利用している人に支給する通勤手当の非課税枠が引き上げとなります。特に通勤距離の長い方は影響が大きくなります。(電車・バス等の公共交通機関を利用している場合の非課税限度額に変更はありません)

通勤手当は、従業員が通勤するのに必要な費用の一部又は全部を会社が負担するもので、福利厚生の部分からほとんどの企業で支給されていますが、「所得税」、「社会保険・労働保険」、「労働基準法」でその扱い方が違いますので、給与計算を行う上で注意が必要となります。

この改正は、平成26年10月20日に施行されていますが、平成26年4月1日以後に支給する通勤手当について適用されることになっています。このため、既に支給した通勤手当のうち、改正前の規定を適用しているものについては、年末調整の際に精算することになっています。

#### ■参考リンク

国税庁 <通勤手当の非課税限度額の引上げについて> <http://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/index.htm>

(1)通勤手当の非課税限度額の引上げ <http://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/pdf/01.pdf>

(2)年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例 <http://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/pdf/02.pdf>

### NEWS2. (書籍の紹介)

#### 『とまらない』 三浦知良

前人未到の領域から放たれる言葉の数々。「僕が学びつつあること、つまりサッカーを20代で理解してしまう選手もいる。でも未完成な僕には広がる余地もある。だからまだまだ先があると思うんだ」。震災復興支援チャリティーマッチでの印象的なゴール、自身のJリーグ最年長記録を更新し続けるゴール、そして、数字には表れないプレーと、「サッカー人」としての思索……。歩みをとめようとしない「キング・カズ」自身による、前人未到の領域での前進の記録。

前へ。次へ。先へ。47歳のサッカー界のレジェンドの言葉が心に響くのは現役だからこそかもしれません。



**情報会員募集中** 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・神山 052-571-5480  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

### Question

当社の従業員Aは、妻Bが契約者となっている生命保険の保険料を支払ったとして、妻B名義の生命保険料控除証明書を添付した保険料控除申告書を提出してきました。当社で年末調整を行う際に、その保険料を生命保険料控除の対象としてよいでしょうか。

なお、その生命保険の被保険者及び満期保険金の受取人はB、死亡保険金の受取人はAとなっています。

### Answer

Aがその保険料を支払ったことを明らかにした場合は、生命保険料控除の対象として差し支えありません。



### 【解説】

生命保険料控除は、居住者が一定の生命保険契約等に係る保険料又は掛金を支払った場合に総所得金額等から控除することができます(所得税法第76条第1項)。

この生命保険契約等については、その保険金等の受取人の全てがその保険料等の払込みをする者又はその配偶者その他の親族(個人年金保険契約等である場合は、払込みをする者又はその配偶者)でなければなりません。必ずしも払込みをする者が保険契約者である必要はありません(所得税法第76条第5項)。

したがって、保険契約者が保険料を支払うのが通例ですが、契約者の夫であるAが支払ったことを明らかにした場合には、Aの生命保険料控除の対象となります。

なお、保険料を負担していない人が、満期や解約又は被保険者の死亡により、生命保険金を受け取った場合には、保険料を負担した人からその生命保険金の贈与があったものとされますので注意が必要です。※けがや病気などによるものは除かれます。

また、被保険者の死亡により受け取った生命保険金のうち、被保険者が保険料の負担者となっていたものについては、贈与税ではなく、相続税の対象となります。

根拠条文等

所得税法第76条

ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・神山 052-571-5480  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850